

第4回・拡大東京都社会福祉審議会検討分科会会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和8年2月10日（火）午後6時01分から

2 開催場所 第一本庁舎33階 特別会議室S6

3 出席者 【委員】

栃本分科会長、和気副分科会長、青木委員、秋山委員、小口委員、小林富佐子委員、駒村委員、筒井委員、鳥田委員、畑中委員、三沢委員、森川委員、楊委員、小林臨時委員、多賀臨時委員、高橋臨時委員、高山臨時委員、原田臨時委員、檜山臨時委員、前田臨時委員

【オブザーバー】

平岡委員長

（以上21名）

【都側出席者】

柳橋福祉局企画部長、石塚福祉局政策推進担当部長

4 会議次第

1 開会

2 審議事項

（1）意見具申「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」（案）について

（2）その他

3 閉会

○霜越政策推進担当課長 恐れ入ります。定刻となりましたので、ただいまより東京都社会福祉審議会第4回拡大検討分科会を開会させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本審議会事務局の福祉局企画部政策推進担当課長の霜越でございます。

議事に入る前に、何点かご連絡をさせていただきます。

まず、委員の皆様の出席を報告させていただきます。本日、ご出席の連絡をいただいた委員は、21名でございます。本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは井上委員、河村委員、平川委員、室田委員、山田委員、小林隆猛委員の6名でございます。小林委員は、民生児童委員連合会会長の貫名委員の後任の方でございますが、今回から当審議会の委員となりましたということで、ご本人いらっしゃいませんけれども、ご報告をさせていただきます。本会の委員総数は27名でございますので、委員総数の半数以上ということで定足数に達しておりますことをご報告いたします。

続きまして、会議資料の確認をお願いいたします。机上に配付しております資料をご覧ください。まず、会議次第がございまして、資料1「委員名簿（拡大）」と「幹事・書記名簿」、資料2「会議の公開の基準について」、それから資料3「第3回検討分科会（拡大）10月31日後の意見具申に向けた起草作業の工程」、それから資料4「意見具申（案）」でございます。あと会場にいらっしゃる皆様につきましては、目次だけ1枚で印刷したのも机上に配付させていただいております。

続きまして、参考資料ですが、ペーパーレスの観点から紙での配付は行いません。適宜、先日ご案内いたしましたメールに添付いたしましたファイルやお手元のタブレットに表示されているリンクから資料をご確認いただければと思います。

次に会議の公開についてですけれども、当分科会は審議会に準じて公開となっております。本日、事前にご連絡をいただいた傍聴の方がいらっしゃいますことをご知らせいたします。なお、当分科会の議事録は、東京都のホームページで公開させていただきますことを申し添えます。

またオンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、カメラは基本的にオンにいただき、お顔が表示される状態としていただきまして、ご発言の際は、マイクもオンにさせていただくようお願いいたします。マイクをオンにしてもご発言が聞こえないなど、不具合がございましたら、一度会議から退出して、再度入っていただくということをお願いいたします。

本日、資料3の説明後に資料4の説明をさせていただく予定でしたが、諸事情により、まずは、資料の4の今回の具申の案につきまして、ご説明を始めさせていただきます。なお、委員の皆様は、こちらの資料の送付が直前となってしまいましたことをまずおわび申し上げます。

ご覧いただく時間があまりなかったかというところがございますので、少しお時間をい

ただいてしまいますが、内容については極力丁寧にご説明をさせていただければと存じます。よろしくお願いたします。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。おめぐりいただきまして、まず目次をご覧ください。

ざっと全体の構成をまずご説明いたしますと、Ⅰの「はじめに」のところで具申に当たっての視点を述べておりまして、続くⅡ、「前期意見具申後の都の取組」で今期中の都の福祉施策に関する動きに触れまして、続くⅢ、「人口構造と社会構造の変化」、こちらで今回の具申に対応した各種統計、国の動向といたしまして、国が出した方針などを記載いたします。ここまでが導入とあってよろしいかというところでございます。

次に、ローマ数字のⅣ章ですが、「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」となりまして、ここからが言わば本編と言えるところかというところでは、このⅣ章の中の1、「人生100年時代とは」というところで、東京における人生100年時代の福祉施策のあり方を具申することの意義のようなものを確認いたしまして、そして2から具体の施策の提起となってまいります。

2の「人生100年時代の福祉施策」の第1節「東京の特異性を踏まえた地域の実情や人々の動きにふさわしい施策」、こちらでは東京の特異性を踏まえまして、企業などの主体、それから高齢者や困難を抱える人の居場所、この二つを切り口に政策を論じております。

第2節「世代というものの意味を問い直し、世代間の関係の未来展望を考へてみる」、こちらではこの具申の重要な視点であります世代間関係、これを軸に地域の福祉の諸課題について、施策を提案しております。

それから続く第3節「各ライフステージに対応した福祉施策をどう進めるか」ですけれども、こちら若年期から超高齢期まで、まさにライフステージに応じて様々な課題はありつつも、人生100年時代を豊かに、誰一人取り残されることなく暮らすための福祉施策、これを論じております。

そして最後、「おわりに」という形になります。

以上が、全体の構成となっております。

それでは、次に「はじめに」のところに入ってまいります。

1ページ目になりますが、こちら具申全体を通しての前提となる考え方が書いてございます。医療や科学技術の進歩により人生100年時代が現実のものとなりつつありますが、

目指すべきは高齢者をはじめとする誰もが主体的に活躍できる新たな社会であります。

本意見具申では、施策のあり方の理念的な方向性にとどまるということなく、様々な課題が顕在化しやすく、かつ先鋭化しやすいという東京の特性を踏まえまして、具体的な施策についても提示していくというものです。

また最後のところですが、多世代共創、ジェネラティビティといった世代間関係、若者を巻き込む視点というのも重要でありまして、それをこちらでも強調しているところです。続きまして、また引き続き中身の説明をさせていただきます。

3ページからが、次の「前期意見具申後の都の取組」になってまいりまして、こちら2章の「前期意見具申後の都の取組」と3章の統計とか国の動きのところ、こちらをちよつとはしよつた形でのご説明とさせていただければと思います。ご容赦ください。

まず3ページ、II章の「前期意見具申後の都の取組」ですけれども、まず前期の意見具申の概要を記載しまして、その後、都の取組といたしまして、高齢者、障害者、子供、子育て分野、地域福祉分野、それから都制全体の総合計画、それぞれについて言及しているというところが3ページから4ページになってございます。

そして5ページにまいりまして、III章「人口構造と社会構造の変化」となります。こちらは、大きく申しますと統計のパートと、それから近年の国の動向のパートという二つで構成されておりまして、まず5ページからの統計につきましては、人口の推移・高齢化から始まりまして、高齢者の健康の関連で平均寿命と健康寿命ですとか、高齢者の就労に関するデータ、それから孤独・孤立の関係などで、高齢者単独世帯数が増加を続けていることですとか、若い世代を含む全世代に広く孤独感が存在しているといったようなことを指摘をしております。

それから世代間交流ということもこの統計のところでは、12ページですけれども、取り上げておりまして、町会・自治会の加入率が低いということですとか、60歳以上の方々の若い世代との交流について、参加している方の割合が大きく低下しているといったようなことなどをこちらで指摘をしております。

そして最後に、東京の特異性ということで、14ページですが、共同住宅の割合が全国で最も高いことなどを記載してございます。

15ページからが「近年の国の動向」ということで、こちら詳細な説明は割愛させていただきますが、(1)の「多世代・多様な主体の連携による地域づくり」から始まりまして、五つにわたるトピックを取り上げまして、関連の国の方針等、計画や方針などについて

て記載をしてございます。こちらは昨今の国政の動きもございますが、この後の今後の国の動きなども見つつ、必要に応じて更新をしていこうかというところですので、よろしくお願いをいたします。

すみません、ちょっと駆け足にはなっておるんですけども、ここから、IV章のところ、20ページから「人生100年時代における東京の福祉施策のあり方」の章に入ってまいります。

こちら、本書の冒頭で、まずこの意見具申の意義について明示をしております。少し何ページかにわたって書かれているところではございますけれども、概略を申しますと、国ではなく東京における人生100年時代の福祉施策のあり方、これを具申するというところには、地方分権一括法以降の国と地方の関係の転換を踏まえた、重要な意義があるというところがございます。

地方自治法は、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うとしておりまして、この住民の福祉の増進は社会の福祉、公共の福祉に相当する広範な目的、概念であります。

社会福祉法は、共通的基本事項を定めるにとどまっております、地域特性に応じた施策の検討や具体化は地方政府に委ねられているという状況にあり、自治法に基づく附属機関としての社会福祉審議会は、専門的知見や第三者の視点を行政に反映させ、国の制度では見込めない課題、積み残された問題について意見を述べることを使命としているということです。国の政策形成の限界に対しまして、東京は住民や現場との距離の近さを生かして一歩進めた議論を行い、地域の実情に即した施策を提起する役割が求められているということが書かれてございます。

こういったことから人生100年時代を見据えた東京の福祉施策のあり方を論じることには、地方分権の本旨に即した意義があるということをごちらで明記をしてございます。この辺りは、後ほど栃本先生が到着されてから少し補足をいただいてもよろしいかなと思いますので、説明を次に続けさせていただきます。

恐れ入ります。そうしますと、24ページのほうにまいりまして、1番、「人生100年時代とは（人生100年時代の到来、人生100年時代がもたらすもの）」というところに入ってまいります。

こちらは、2の、この次の26ページからの具体の施策の具申に入る前の、言わば前提の確認とも言えるところございまして、そもそも人生100年時代とは、高齢期が伸び

たということのみを示すものではないという記述から始まります。

若いうちから長い人生を考える視点を育むことが重要でございまして、それにより世代間理解も深まるということ。それから40代、50代のうちからの人生設計が可能性の選択肢を増やすことにつながるということでもありまして、その上で、定年後、子育て後というのは通過点に過ぎないと。学び直しやその実践で成長実感を得て、地域活動などに取り組むことで豊かなライフステージとなるということを指摘しております。

また、24ページの真ん中少しの下の辺りですが、「一方で」というところですが、認知症リスク、長生きリスクなどが全ての高齢者に共通して存在するということでもありまして、人生100年時代は個人が生き生きと活躍するポジティブな面（希望）と。それからケアが必要な状態になるなどのネガティブな側面（不安）と、この双方がございまして、不安を意識してしまうというのが人の常であるわけですが、安心して豊かに長生きできる、長生きを心から喜べる社会を東京からつくっていくということが求められます。

そしてハラスメントという例も、25ページのところで書いてあるノーマライゼーションですとかハラスメント防止というようなことも書いてございまして、考え方、あるいは理念というものの浸透は、国や地方自治体、事業者、専門職が取組を進める上で重要な基盤となり、政策効果の向上につながるといった観点も示しまして、人生100年時代の考えも知識基盤型社会の構築に資するものとしております。

恐れ入ります。そうしましたら、説明を続けさせていただきます。栃本先生には、後ほどきりのいいところでコメントをいただこうと思います。

それでは、26ページにまいりまして、2の「人生100年時代の福祉施策－東京の特異性と時代にマッチした福祉施策－」に入っております。

こちらのパートがここから約30ページにわたっておりまして、冒頭で体系を申しましたけれども、三つの節に分けて具体の施策について意見具申する内容となっております。○栃本分科会長 では、これからのところは結構長いということがありますので、その前までの部分で、もう既に課長さんよりお話ししていただいたところなんですけれども、改めて申し上げますと、この最初の「はじめに」というところはほとんど読み上げるような形になったと思いますけれども、非常に東京というのは新しいことに取り組める地方政府だということですね。そのための財政基盤と知的体力を備えているというのは、やはり他の道府県とはかなり異なるということですし、アイデアを実現する指導力を発揮する首長のもと、これまでにない新たな取組、仕組みやアイデアを創り出すための財政基盤と知的体力

を備えているというのは、非常に東京都の他の道府県とは異なるところであります。

そういうことから、人生100年時代の到来が現実のものとなりつつあることを踏まえて、目指すべき高齢者をはじめとする誰もが主体的に活躍できる「新たな社会」というものを創り上げていくんだということですね。

その後、既に説明していただきましたように、前期の第22期の社会福祉審議会の中で議論されたことを、一つ一つ分析し、ここでは紙面の関係がありますので、箇条書で書いてありますけど、それらを踏まえて今回の意見具申というものは、その延長線上の中で位置づけられているんだということを書いております。

既に今回の意見具申の中で詳細に述べる部分については、前期の22期の社会福祉審議会でも指摘がありましたが、22期においてはあまり施策ということについては、ご存じのように最後の部分に数ページしか施策については書かれていません。今回はまさに「人生100年時代における東京都の福祉施策」という題名通り、施策ということになっておりまして、その部分に特化した形になっております。それを考える前提として5ページから日本の中の変化ということが、同時に東京はどうなのかということについて書いてあります。

それと、東京の特異性など14ページなどに至るまで、東京の特異性についてもきちっと書いてある。この部分は重要で、それらの現状認識を踏まえた上で、議論していったということになります。

それともう一つは、先ほど説明があったと思うんですけど、15ページから始まります近年の国の動向ですね。これについては、前回の会議のときにも申し上げましたけれど、例えば15ページの(1)「多世代・多様な主体の連携による地域づくり」ということで、国の高齢化社会対策大綱であるとか、地方創生2.0であるとか、非常に重要な文章を取り上げています。

また、今年から本格的に各局及び審議会で具体的な検討がなされるということになります。「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方とりまとめ」を取り上げています。ここおでは、多世代、多様な主体の連帯による、連携による地域づくりということで、国の動向というものが述べられているわけですが、それとの対応で東京都という地方政府はどう考えるか、独自の取り組みはどうなるのか、どうすべきかということも議論していったわけです。なお、もちろん財政審など、経済財政諮問会議についても述べております。

そして関連事項として、高齢者の社会参加、地域のプログラム、ジェネラティビティ、

フレイル予防であるとか、16ページであれば「人生100年時代を見据えた就労・学び」で、先ほど来お話ししていますように、国の方向性などというものが書いてあるわけに見えるのですが、波線で囲っているところですが、その際にやはりここに書いてありますように高齢者の就労、リスクリング、生涯学習、ライフプラン、エイジズムというような関連項目というものを挙げております。これは東京都のこの審議会では、こういったキーワードとして検討している、取り上げて審議会の意見具申の中身になっているということをしめすものです。

その次のページも同様に、孤独・孤立関係ですね。孤独・孤立率の高い方への支援ということで、その下に17ページの下まで、それに関連するものが書いてあるわけですが、そこでさっきお話ししたように関連事項、今回の意見具申の中で取り扱っています、また意見具申の視点というものを取り上げているものとして波線で書いてある我々の審議会ではこういうキーワードでとりあげるということで国の検討に対する関連事項としてこれらが書いてある。

そして、18ページも同様に医療・介護連携（リンクワーカー、かかりつけ医）、介護DX、外国人介護人材、高齢者就労ということで関連事項が書いてあります。

次のページは認知症ということになっているわけですが、こういう形で関連事項というのが、この意見具申の中で議論する際に全て結びついているという形で、改めてこれを示しているという形にしてあります。

それから、その後、既に説明があったと思うのですが、この際、地方自治法について正確な理解というものがが必要です。施策ということを検討する際に、それが分かっていないとダメで、正確な理解をするということは極めて大事です。この審議会は、ご存じなく、ご質問をされるわけですが地方自治法に基づく付属機関です。地方自治法に基づく附属機関というものが一体どういうものであるかということをごきちと理解していただく、また、国と地方との関係、国政府と地方政府との関係について改めて述べています。これも理解がない場合、審議会の意味がありませんので、かなり丁寧に記載をしているということになります。

というので、それらを踏まえて、結構長いボリュームになるんですけど、その部分を今から課長さんに説明していただくということになります。

○霜越政策推進担当課長 それでは、恐れ入ります。先ほどに引き続きまして26ページ。2の「人生100年時代の福祉施策」、こちら説明を続けさせていただきます。

こちらから三つの節に分けて、具体の施策についての具申となっております。

第1節ですが「東京の特異性を踏まえた地域の実情や人々の動きにふさわしい施策」ということになってまいります。

こちら冒頭で東京の集積、多様性、流動性といった東京の特異性、あるいは社福ですとかNPOなどの主体が多いといった点を指摘をいたしまして、一方では地域交流が成立しづらいという特異性も指摘をしております。そして高齢者をはじめ、様々な人が活躍し続けるためには、安心できる居場所、一人ひとりが輝ける舞台を確保することが不可欠でありまして、冒頭で東京の特異性を指摘し、多様な交流・活動機会の創出が必要などといった点を総論的に述べたというところで、その上で、(1)で主体という切り口のところですね。(1)「地域を創る様々な主体」というのに入っております。

こちら(1)のアで「東京の特異性を踏まえた「つながり」づくり」ですけれども、こちらでは東京の特異性を踏まえて、多様な主体の連携によって意図的につながりを育んでいく必要性、これを記載しております。東京では自然発生的なつながりは生まれにくいということで、つながりを形成するためにコーディネートする人や団体、場、プログラム、これらを整備し、多様な主体が連携して、補完し合える仕組みが求められております。

一方で場所の確保が難しいということから、社協ですとか地域のNPOが空いている場所と活動とをマッチングする役割ということも考えられるといったことですか、あるいは、まちづくりの初期から福祉・健康の視点を盛り込んで、交流の場を確保することで、包摂する社会を目指し、また包括的なケアリング社会を実現していくということが重要であるというふうに指摘をしております。

そして27ページの中段ですが、「さらに」というところになります、中間組織の弱体化がある中で、新たな連帯の仕組みが求められているというところがございます、インターネットを活用するシニア層の増加、これを踏まえ、つながりを作るソフトとしての活動と、それからハードとしての場の情報、これをワンストップで提供するウェブサイト、アプリなどのツールによる新たなつながりの形成の可能性を示唆しております。

次に、27ページの下の方ですが、イ、「地域における様々な主体と特徴」にまいりまして、企業をはじめとする様々な主体の特徴と役割についてでございます。

28ページの方にまいりまして、企業ですけれども、まず企業を取り上げまして、「商助」が不可欠であるとともに、自治体と企業が互いの強みを持ち合わせて協働・共創する官民連携による取組が、一層重要であるということ。また地域活動に受動的な高齢者

も多いということを前提にしまして、日常生活の延長線上で地域と関わる機会を提供する仕組みを整えることが重要としております。

そして続いて（小中学校や高校・大学、病院・診療所等）というパートですが、こちら医療機関と連携して、専門的視点から高齢者を社会参加に結びつける仕組みが、高齢者の地域参画に有効であるといったことですか、大学などを活用した地域活動がジェネラティビティの実践の場としても期待できるということを指摘をいたしまして、29ページにまいります、「さらに」といたしまして、研究者や大学教授などがコーディネーターの役割を果たして、地域独自の取組を後押しする仕組みを整えることも重要としてございます。

そして、それに続く中間支援組織ですけれども、高齢者の多様化が進む中、行政単独で地域と高齢者をつなげるというのには限界がございまして、中間支援組織が、高齢者本人の意向や地域特性を踏まえて、社会参加の機会と結びつけるマッチング機能や、あるいはセカンドキャリア支援機能というものを担うということが重要であります。

また、半民半官モデルや既存組織への機能付加が、持続可能な組織の運営体制を確立するためには有効であるといった点を指摘しております。

そして29ページの下の方ですが、ウ、「地域社会を支えるプログラムの再構築と持続的展開」というのに入りまして、こちらでは、高齢者のニーズの多様化に対応しまして、地域プログラムを時代に即して更新し、持続的に展開するという考え方について記載をしております。

高齢者の就労や地域貢献など多様化するニーズに対応するため、地域で実施されているプログラムや団体の活動が継続的かつ安定的であると同時に、社会環境や価値観の変化に応じて適宜見直されることの重要性がございまして。

また活動場所や名称を時代に即して見直すということも重要ですし、世代を超えて広く受け入れられる内容や多世代交流につながる視点、高齢者が企業や大学等と連携して自律的にプログラムを創出する仕組みが重要であるといった点を記載しております。

さらに活動を維持するための組織の整備、世代が多層的に含まれている組織構造によるノウハウの継承・事業継承のあり方の検討も必要でありまして、組織基盤を強化するための後押しする仕組みというものが求められます。

そして31ページからですが、（2）のほうに入りまして、「地域における居場所づくり」というところに入ってまいります。

こちらですが、地域における居場所づくりにおいて述べましたけれども、デジタル技術の進展や価値観の多様化を踏まえまして、選択縁を生かしたコミュニティ形成、高齢者の主体的な社会参加と活躍、また困難を抱える人々を排除しない包摂的な地域社会の構築に向けた考え方、具体的方向性などを整理した内容、こちらが（２）に含まれている内容になります。

まず（２）のＡですけれども、「デジタルとリアルをつなぐコミュニティの構築」ですけれども、デジタル空間に交流や居場所を求める人も少なくないということに加えて、東京では選択縁が優先されやすく、地域力を高めていくという観点からは、選択縁を意識したきめ細かなコミュニティづくりというものが必要であります。地域福祉コーディネーターなども選択縁を意識した多様な主体との連携が求められます。なお、個の選択と地域連帯、この双方を尊重した福祉施策の設計が不可欠ということで、ここで強調しております、これは本意見具申の重要な考え方ともなっております。

地域のつながりづくりのポイントとしても、アクセスのしやすさですとか、気軽さというものを挙げておまして、居心地のよい居場所を設けて、緩やかなつながりを実現することが重要です。

つながりの観点からは、VRというものの活用、31ページ、下のほうですけれども、VRの活用というものも重要でございまして、遠方の家族や友人との交流を維持できる時代でもございまして、外出が難しく孤独・孤立のリスクが高い高齢者に対して、デジタル空間で趣味を共有するコミュニティに参加できる機会を提供することですとか、地域外との人々とのつながりを保って、関係人口を増やしていくといったことの可能性もございませぬ。

そして32ページ中ほどですが、イ、「地域を支える人材としての高齢者活躍促進」ですけれども、定年後に「ぽっかりと穴が開いたような」というようなことが記載されておりますが、そういった状態に陥る高齢者が存在いたしますが、自分らしさを発揮できるということが大切でございまして、そのような社会にしていくことが高齢者に限らず多くの人にとって、ゆとりと楽しみを持った社会に向かうということにつながります。

その前提としまして、社会全体の安心・安全があり、そして地域にライフデザインセンターのような拠点が存在し、高齢者が自律的にプログラムを企画・創出し、キャリアや暮らし方をデザインできる環境を整備するといったことも意義あることとございませぬ。

そして32ページ、下のほうですが、一方で高齢者の活躍の場を整えるに当たっては、

デジタル、AIも駆使したマッチング機能の強化が不可欠でありまして、地域ニーズなどを可視化し、個別の参加促進、そしてウェルビーイングを高めるという方向でのデジタルの活用が望まれるところです。

それから33ページのウですけれども、「困難を抱える人々を支える仕組みと排除しない地域社会の構築」に入ります。東京には多様な困難を抱える人々が暮らしており、ケアリングコミュニティの実現に向けた取組が必須であります。またケアリングコミュニティの観点から避けて通れない論点といたしまして、33ページの真ん中から少し下のほうですが、ケアラー問題がございまして、これは重層的な相談支援体制こそ求められる分野でありまして、公と民の連携が必須であるという点を指摘をしております。

そして34ページの中ほど、「また」というところからになりますが、排除しない社会や多様性理解というものについて、若年期から当事者の立場に立って、自分ごととして学ぶ教育プログラムが重要であるという点も指摘をしております。

それに合わせまして転入外国人について、多文化共生の観点から文化や生活習慣の違いによる葛藤の可能性、ティッピング・ポイントを超えた場合の排他的意識の懸念ですとか、それからそういうものに対し、総合交流の促進が地域社会の安心・安全に寄与すると考えられるといった点にも触れてございます。

そして35ページにまいりまして、35ページ中ほどですが、介護分野におきましては、後期高齢者の増加により人材需要が急増しまして、外国人介護人材ですとか、いわゆる混合介護の導入。それから、国家戦略特区での取組実績を踏まえた多様な主体の参加が期待されるということを指摘しております。また多文化共生と異文化理解を進め、包摂性と多様性を備えた介護環境を実現することが必要となってまいります。

そして、それに加えまして福祉専門職の教育段階からパーソナリティ特性に着目する重要性ですとか、36ページのところですが、2050年代を見据えて、孤立を防ぐ新たな支援体制と居場所づくりが必要であるということ。それから最後に、こういった取組が市民としての意識・責任を育む引き続きシチズンシップの強化につながるといった点を指摘をしております。

○栃本分科会長 今までのところで26ページからの部分ですけれども、この後の今回の意見具申の附属文書の中での東京ソーシャル・コネクション・ストラテジーというものが附属資料の参考で掲載しておりますけれども、そういうものにも関連するような形で26ページ以降、論を進めております。

プラス面とマイナス面ということで流動性と多様性というものがプラスに働く場合もあれば、やはりマイナスに働く場合がある。また、それをもった都市の特徴としてすばらしいものであるという考え方もあるんですけど、どうしてもどちらかに偏りがちであるということがあるわけですね。

したがって、プラスとして言われるものをさらに促進すると同時に、やはり前回の意見具申にありましたような個別化する社会という中で、それは自由だろうという議論はあるんですけど、それが孤立とか孤独によってどういうことがもたらされるのか。そして中には、見失われた人たちというのが存在しているということがすごくあるわけですね。それが逆に大都市であるがゆえに逆に見えなくなっている。その部分を見失ってしまうと、これは非常に大きな問題になるということですので、その辺について細かく述べております。

東京の特質を踏まえた形でのそれぞれの企業、小学校、高等学校、大学、診療所との関係などについても述べていますし、そして中間支援組織などについても述べているところですけど、例えば26ページ、ちょっとさっきのところ戻りますけど、細かく読んでいくと、例えば今回の意見具申では、国は基本的事項を定めるということですから、細部については議論は任されているんですね、本来。その部分がなかなか議論されないまま放置されているというか、そういう状態になっているわけです。また国で審議できること、取り扱うことというのは、かなり限定されたものしか取り扱えません。それらについては、そこに記載されているとおりです。

ということなんですけど、それともう一つは冒頭のところで、新しいものをつくるばかりじゃなくて、現在あるものを整えたり、修正する、ないしは改良することによって、時代に合った形で利用できるようにする、アップデートして活用できるようにする。

例えば、26ページのところです。今申し上げましたけど、「例えば」ということで、日本では1,000万人以上が認知症サポーターというものを修了していると言われております。世界的に見ると10人に1人認知症サポーターだというのは、日本政府が、日本政府がというか厚生労働省がほかのドイツやフランスなどと議論をする際に必ず持ち出して、ある意味自慢するところではあるんですけど、現実には認知症を抱えた家族とか認知症ご本人に、認知症サポーターが現実には目に見える形で何かしてくださるところにはなかなか至っていません。

もちろん広く認知症についての理解を深めるということで、オレンジプランの中で位置

づけられているこの認知症サポーターというのは意味のあることでありますけれど、例えばこの認知症サポーター10人に1人が受講しているということですから、そういった修了者に対してさらに東京において付加的な講座を行う、また動いていない単なる修了者に留まるのではなく、集まりを持つことで、認知症サポーターの仕組みは活性化し、実際に地域で認知症、高齢者やその家族を支える人たちとなるだろうということも書いてあります。

つまり、新しいものばかりつくるだけじゃなくて、既存のそういうものがあるものをも一つオンして、付け加えることによって、新たな展開であるとか、実際に意味のある有用性のあるものに変えていくことができるんだというようなことですね。

あと、先ほどケアラーのところについては出てきましたが、先ほどの有効活用ということ言えば、老人クラブについても30ページのところで言及しています。昭和38年に老人福祉法が制定されて、それ以来この名称ということになっているわけですね。まず、このままでいいのですかということですよ。いろんな形での改善、改良というのがアップデートできるのではないかということです。

先ほどの「困難を抱える人々を支える仕組みと排除しない地域社会の構築」では、和気委員からのご提示で、このケアラー問題についてももう少し丁寧に書くということもいたしましたけど、その上のところで困難を抱えた人々というのは、実際に抱えている人もいれば、抱える可能性がある人の両方をこの中では盛り込んでいますので、したがって支える仕組みと排除しない地域社会の構築ということで、当初の骨子のときには、単に困難を抱える人々を支える仕組みということだけだったんですけど、それと排除しない地域社会の構築というふうな形に変えました。

またさらに、障害者や認知症のある方、生活困窮者など多様な困難を抱えた人々が暮らしていると。さらに、令和7年6月には、困難を抱える女性への支援に関する法律が施行されたところです。またさらに、そのようなことから従来の枠を超えた、地域での生活が可能となるような対応がこれから求められている。ご案内のように、困難な問題を抱えている女性への支援に関する法律の中で位置づけられていると言いますか、その施設のかなりの部分は実は東京都が持っているものでもあります。それらを踏まえて、地域での生活が可能となるような対応がこれから求められている、そのような施策をしていこうということ。

また刑期を終えて社会復帰を目指す方々が非常な困難を抱えた状況にあります。例えば、刑期を終えて社会復帰を目指す人や触法障害者は、司法よりも福祉が更生のボトルネック

にならないように、福祉側の理解の促進であるとか、福祉分野の職能団体の支援が求められているにもかかわらず、現状ではまだ十分とは言えないということで、偏見を払拭し、こうした人々が将来への希望を持ち、地域で安心して生活できる居場所の確保や、社会参加を実現するためにはやはりケアリングコミュニティの需要に向けた取組を推進することが必要であるということ。

また、市町村の条例の部分、条例というものが極めて国政府に対して地方政府の中で施策展開にとって重要です。ところが、地方政府はともすれば条例というのが宣言的なものにとどまるということもありますけれど、実際には東京都などでは、財源の裏づけを持った条例というものも制定されています。一方、宣言的なものであったとしても、区市町村が地域の実情に応じて、「誰もが希望を持って生きていける」という力強いメッセージを発信する条例を制定するなど、新しい価値観を社会に浸透させていくということは極めて重要であるというようなことで述べています。

34ページ、教育を通じた「排除しない／包摂」や「多様性」の理解という部分が以下、書いてあります。東京都の教育委員会というのは、東京の場合は東京都教育庁という形になっておりまして、他の道府県に比べて充実した体制を整え、しかも注目すべき基本方針を定めています。ここでは、基本方針の3、そして基本方針の4というものを取り上げています。

ということで、その他、一つ一つご覧いただくとお分かりだと思うんですけど、35ページの後段、介護におけるもの、国家戦略特別法というもので既に東京はこのような形での対応というものの実証実験といいますか、そういうものを行っております。いわゆる介護保険法内のサービスということだけでは、現実には単身の高齢で自宅で暮らすといった場合に、それだけでは対応できないということは現実問題としてあります。その中でどういような形というものができるのかということについても言及しているということでございます。

ちょっと長くなりましたけど。

○霜越政策推進担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、私のほうから引き続き説明させていただきます。ちょっとすみません、説明が長くなって申し訳ないんですが、よろしく願いいたします。

それでは、37ページから第2節のほうに入ります。「世代というものの意味を問い直し、世代間の関係の未来展望を考えてみる」というところですが、こちらでは、

エイジズムですとか多世代共創、ジェネラティビティといったものがキーワードとなっていてございまして、高齢者像を刷新するとともに世代間共創により社会の活力が高まることですとか、支援する側・される側の相互関係、福祉人材を考える上での多様な人や技術の関係などを取り上げてございまして、全世代の課題とも言える、孤独・孤立に関わる支援、あるいは認知症といったものもこの節で取り上げております。

節の冒頭では、人口減少ですとか社会的つながりの希薄化、こういったものの懸念に触れまして、従来の高齢者像を改めるとともに、総合ケアの仕組みを構築することの重要性ですとか、関係人口を増やすことが社会の持続可能性を高めるといったことを指摘しております。

そして（１）の「多世代交流・世代間理解による連携」というところに入ってまいります。

こちら（１）が目次でご覧いただけるようにアイウということで３本立てになっているんですが、まず（１）のアということで、「高齢者像の刷新とエイジズムの克服」に入ります。

高齢者は社会的に「脆弱な存在」とみなされることが多く、こうしたイメージにより助長されているのがエイジズムというものになります。ここではエイジズムが高齢者の健康や幸福に悪影響を及ぼしているということですとか、高齢者像の刷新とエイジズムの克服が重要な課題であるということをご指摘してございまして、一方で高齢者自身が内面化したエイジズムというものの払拭も不可欠ということで、研究者などが専門的な視点から高齢者像の刷新に寄与する情報を発信するということが有効であります。また世代継承のあり方を、伝統と先進性を踏まえて考えていくということが、エイジズムの解消に寄与すると考えられるということをご指摘してございまして。

そして３８ページの中ほどですが、イ、「世代間交流の推進」ですけれども、高齢者と若年層の交流は社会の活力を高める上で重要でございまして、若者が高齢期あるいは高齢者について学ぶ「場のつくり方」というのが重要となってまいります。あらゆる世代が参加しやすく、地域で自然な世代間交流が生まれるよう、魅力的なプログラムを提供するなどの仕組みが大切とした上で、交流そのものが目的なものも当然ではございますが、まちの将来像といったような世代を超えた共通の課題の提供が効果的と指摘してございまして。

そして、３９ページのところになります。ミクスとコミュニティというのがございまして、ミックスとコミュニティの形成には多様な主体とのコラボレーションが重要であり

まして、これらを持続的に支えていく上で、集合住宅の多い東京では管理組合が重要な要素となってくるということ。それから町会や自治会は引き続き基礎的主体として重要であるということ。また集合住宅の管理組合との協働の仕組みも求められるということ。それから、これは先の検討分科会でもご指摘いただいたところでもありますけれども、こうしたつながりが防災の観点でも重要であるといったことを記載してございます。

また、教育機関が高齢者への理解を進めるための教育を充実させることが重要でありまして、高齢者と対話する体験的な学習による相互理解というものの取組を提案しております。

そして39ページの下段ですが、ウ、「多世代共創社会の形成」に入りまして、こちらでは今後世代間の分断の拡大というものの懸念もありますので、戦略的共存の考え方から多世代共創社会の形成というものが不可欠でありまして、エイジフレンドリー、ディメンシアフレンドリーといったコンセプトのもとで、誰一人取り残さない東京を目指すべきという点を指摘してございます。

そして40ページにまいりまして、(2)「共に支えあうケアのあり方」にまいります。支える、支えられるというその垣根を超える総合ケアの重要性というのは、この第2節全体の冒頭で指摘しているところですが、それに向けたより具体的話というのが、この(2)で出てくるというところでありまして、(2)のアですが「ジェネラティビティと多世代による政策づくり」というところに入りまして、高齢者が次世代や社会のために主体的に貢献しようとする姿勢、ジェネラティビティですね。この重要性を確認いたしまして、若者の学びに加えて、高齢者の自己効力感・自己肯定感の向上、それから生活機能の維持にもつながるという点で、その意義を明示いたしまして、そういった世代間伝承は企業や産業界にとっても価値があるということになります。

また、持続的成長や世代間の相互理解にもつながるということで、さらに何より支援する側、される側が相互に補い合いまして、重層的な関係を形成し、世代間関係の新たな働きを生み出すという点を指摘してございます。

そして、さらに多世代共創社会の形成、40ページの中ほど、「さらに」のところですが、多世代共創社会の形成には住民説明会などの合意形成の場に多世代が参加し、参加型政策、地域社会政策を推進することが自己効力感を伴う地域参加や関係人口の創出につながるといったところも重要ということで指摘をしております。

そして、イの「持続可能な福祉・介護を担う人材の確保」、40ページ下のほうですが、

そちらにまいりまして、エッセンシャルワーカーの不足が見込まれる中、デジタルを積極的に取り入れていくということが求められております。このパートではケアのあり方について、ハイブリッドというものを一つのキーワードにして述べております。

41ページのほうに入りますけれども、人的資源によるディーセントワークというものを前提とした、ヒトとデジタルのハイブリッドというものがまずございまして、そしてもう一つ多様な人材がケアに関わるハイブリッド。ヒトとヒトとのハイブリッドという書き方をしてございますが、そういった考え方をお示しをしております。

このことは、人口減少社会がヨーロッパに比べて急速かつ変動の度合いが高い社会にとって極めて重要な考え方でありまして、2050年代以降、地域の実情に即して、福祉施設の多目的利用、あるいは転用を可能にするなどの仕組みが重要であるということですか、地域全体で病院機能を持つためにリンクワーカーを導入しまして、かかりつけ医などの医師と役割分担する形で地域生活を支えるための支援の仕組みというものが重要である、ということを指摘してございます。

42ページにまいりまして、(3)ですが、「家族や家庭の支援が脆弱となった場合のセーフティーネット」というところで、こちらでは、この(3)では、先ほど申し上げましたように世代を貫く課題という様相を呈しております孤独・孤立、あるいは単身化に対応したサポートというものを取り扱っております。

まず、アの「多様化する孤独・孤立」のところでは、現役世代にも広がる孤独・孤立について早期のサポートが不可欠でありまして、オンラインでのコミュニティ形成は重要な経路であるということですか、日常的な接点を通じた地域での緩やかな見守りが重要になってくるということ。それから、単身者が社会と接点を持ちやすい場を創出することで、孤独・孤立の予防につながるといったことを提案してございます。

そして、単身化・多様化につきまして、次のイ、「単身化・多様化社会における生活の安心」というところに入りまして、医療機関受診時に身元保証人がいないことですか、医療費財産管理など生活上のリスクの高まりについて、大都市・東京では特に高齢者の財産管理、資産の保全が重要であるということを指摘しております。

そして43ページ、上のほうになりますが、認知症や脳機能に関する新たな知見を踏まえて、個人の権利の保護に関する課題を明らかにして、サポート体制を整備することが必須であります。人生100年時代を迎える東京が示すべきは、認知機能の低下や認知症に対する欠落モデルからの脱却でございまして、これは意見具申の重要な柱の一つで

ございます。これにつきまして、起草委員からご提示いただいたものをこちらに記載をしてございます。

具体的には、加齢による認知機能の変化は多様でありまして、高齢期まで知能・知恵は、豊かに維持されることですか、高齢的な加齢感ですね。これがエイジズムの克服とも言えるものですが、が認知症のリスクを抑えるということ。また認知症は約45%が予防ですとか進行を遅らせることが可能でありまして、運動、うつ予防、社会的孤立の防止などの介入が効果的であるといったことを指摘しまして、東京は認知機能の低下を予防しつつ、低下後も尊厳ある生活を可能にする都市モデル、これを世界に先駆けて構築すべきであるといった内容、こちらに記載をしてございます。

そして44ページですが、ここまで述べた孤独・孤立に関しまして、下のほうのウですけれども「孤独・孤立対策についての構想」、こちらで記述をしてございまして、ここまでの本意見具申での排除しない社会などに係る提案などとともに、孤独・孤立対策も重要な意見具申の内容ですけれども、それに関しまして起草委員からまとまった形で施策のアイデアの提案がございまして、巻末に関連文書といたしまして掲載いたしましたので、本意見具申本文と併せて議論に供したいというふうに考えて掲載したところでございます。

第2節は、以上となります。

恐れ入ります。説明が長くて恐縮ですが、第3節のほうの説明をさせていただきます。「各ライフステージに対応した福祉施策をどう進めるか」ですけれども、この節では、これまで述べてきた様々な考え方を踏まえつつ、ライフステージごとに必要な施策について提言しているというところになります。

この第3節の序文、45ページから46ページにかけて書いてございますけれども、ここでライフステージに関わる様々な考え方を提示しております。これまで定年後の時間が余生、あるいは余暇というふうに捉えられてきたという事実に対しまして、今では定年後も長い人生が続くということで、その期間を第二のステージといたしまして、多様な選択肢を持ち、自らキャリア、暮らしをデザインする社会が求められているということですか、また高齢者に課される社会保険料などの現状から余生とは言い難いといった辺り、また人生100年時代とは全てのライフステージが長くなるという考え方でございまして、あらゆるステージでどう生きるかを考えるということが求められるという点もこちらで指摘しております。

そして、貢献寿命という新たな長寿価値の考え方についてでございますけれども、45

ページの下段のほうですが、様々議論のあるところではございますが、貢献寿命というのはマストではないということを認識した上で、これもまた知的共通基盤の一つに数えられるというものになります。

それに加えて、46ページのほうにまいります。心身の健康や社会とのつながり、学びを通じたウェルビーイングの重要性、そのウェルビーイングの内容がライフステージごとに変化するため、定期的に確認する必要があるといったことですか、そして個人ごとに年齢の捉え方が異なるという点も重要であるということをご指摘しております。

そして、この第3節、条文の最後のところでQ. O. L、あるいはQ. O. D&D y i n gといったものを含めて、人生の最終段階まで切れ目なく支援する施策の重要性、ウェルビーイング指標の設定と可視化が政策の実効性向上ですとか、国際都市東京からの発信につながるということをご記載しております。

すみません、少し長い詳細な紹介となってしまいましたが、いずれもこれまでの意見具申を踏まえて施策を考える上で重要なポイントということで、第3節の冒頭で記載をしているというところがございます。

それでは、続けてまいります。

46ページの下段ですが、(1)「若年期・壮年期への支援」ということで、この(1)から(4)まで若年期・壮年期からライフステージの施策を順を追って説明していくような作りになっておまして、こちらが(1)「若年期・壮年期への支援」ということで、ア、「若年期から始める人生100年時代のライフデザイン」でございます。

若年期から将来を見据えて、主体的に自らの生き方やキャリアをデザインすることが重要でありまして、「アフォーダブル住宅」の供給というものをこちら例として挙げまして、安心・安全な住まいの確保が、次世代が将来に希望を持って生きていくことにつながるというものということをご指摘しております。そして、仮に若者が人生100年時代はあまりに遠いことで想像できず、高齢期への不安から先を考えないといったようなことがあるようですと、主体的に未来を考えなくなるということにつながるというところで、誤った高齢者感を改めて、加齢の実態を正確に伝えていくこと。これは、先ほどの指摘とも重複しますが、そういったことが重要であるということもここで改めて指摘しております。

そして若年世代に対する施策としまして、47ページのほうに入りますが、自治体と企業などが連携をしまして、それぞれの地域で加齢をポジティブに受け入れられるようなコ

ンテンツやあるいはアイデアといったものを考えて、人生100年時代を考えるきっかけや材料を提供するということですか、多様なライフコースやキャリア形成の将来展望のためにライフデザイン教育を推進し、高齢期を前向きに捉えられる意識を醸成していくということも有効であるという点を指摘しております。

ここに関しましては、起草委員の前田委員から様々なライフコース、キャリア形成のパターンの分かりやすい例ということで図表を頂戴いたしまして、48ページに掲載しておりますので、ご参考いただければと思います。

それから48ページ続きですが、続く壮年期に係る提言といたしまして、イの「壮年期における人生の後半を見据えた学びと働き方の再設計」に入りまして、まず壮年期のいわゆるミッドライフクライシスというものを指摘した上で、特に非雇用者については、定年後の人生設計についての準備が重要ではあるものの、そういったことを学ぶ機会が多いとは言えないということで、定年後の活躍の選択肢を学ぶ機会の提供が求められることを指摘しております。その一つの案として定年プレスクールというのが48ページ下のほうに書いてございますが、定年プレスクールのような期間を自治体が考えるということも画期的でありまして、既に触れました中間支援組織にその機能を組み込むことも有効であるかということ。

そして49ページに入りますが、65歳というものを形式的な区切りとすることなく、ライフスタイル、これを柔軟に選択できるようにする仕組みも必要であります。モザイク型の働き方に向けて、ジョブ単位でタスク分解しておくということが求められるということで、またそれは外国人材を活用する上でも重要なポイントとなってまいります。

そしてリカレント教育など継続的な学びの環境の提供というのが、人生後半を見据えた、壮年期に対して有効な施策であるということも指摘をさせていただきます。

そして、次のステージということで49ページの(2)ですが「プレシニア・前期高齢期(元気高齢者)への支援」に入りまして、アの「個々の経験や能力に応じた就労支援」ですけれども、人口減少が進む中にありましてプレシニアの動きは地域の様相に影響をもたらすものでありまして、またエッセンシャルワーカーの不足といった事態も一方ではあるということで、生きがいを求めて就労を望む高齢者が少なくないため、そうした高齢者を地域人材、あるいはエッセンシャルワーカーとしての活動につなげることは有意義でありまして、その一方で高齢者の就労というのは企業が抱えるリスクでもあるということで、サポートの仕組み、柔軟な働き方が不可欠であります。

それから地域課題の担い手となることを見据えまして、現役時代からプレシニア期にかけて自身と住まう地域との関係を意識し始めることが必要であるという点も指摘をしております。

そして50ページのイ、「高齢者の学び直しと地域社会への還元」ですけれども、高齢者は地域社会で活躍の可能性を持つ存在であるということで、高齢者の学び直しを権利として位置づけまして、本人や大学などの学び直しの機会となる場所・機関への支援が重要となってまいります。また若い世代とともに学び合える場を拡充しまして、そこで得た知識などを地域で生かせる仕組みをつくるのが効果的ですし、ジェネラティビティの実践の場ともなるものであります。こういったことを踏まえまして、日本版あるいは東京版グルントヴィ計画などの戦略的枠組みを策定することが有効であるといった点も言及をしております。

51ページにまいりましてですが、ウ、「地域力（ソーシャルキャピタル）やデジタル技術を活用したフレイル予防」に入りまして、フレイル予防に当たっては、地域のソーシャルキャピタルを活用するという視点が重要でありまして、またVRなどのデジタル技術を活用して、高齢者の学びや交流、体験の共有が可能な環境を整えることで、プロダクティブ・エイジングとウェルビーイングの実現を目指すということを指摘をしております。

VRですけれども、その運動認知活動の促進効果を生かしまして、運動認知機能の維持向上を目指すプログラムの開発と社会実装、それからプログラムの担い手としてのアクティブシニアの活躍を併せて考えられるという点も重要であります。

またデジタルを活用したフレイル予防は、健康寿命の延伸と地域活力の維持に資するという点で、国に先行して取り組む必要があるといった点も記載をしております。

そして52ページにまいりまして、(3)「後期高齢者への支援」に入ります。

アということで「身体機能・認知機能低下への多面的支援とウェルビーイングの確保」では、避けがたい身体機能、あるいは認知機能の低下というものに対しまして、デジタルと地域での対面支援による多面的な仕組みが必要であるという点を指摘をございまして、例えばということで、VR空間での体験などで、心身活性化や自尊心の向上なども期待できるといったところを指摘をしております。

そして52ページ中ほどですが、2050年代に高齢期を迎える団塊ジュニア世代やポスト団塊ジュニア世代について、取り残されるリスク、これを加味しまして、技術導入で完結するのではなく、地域で駆けつけてくれる人材、対面による支え合いも確保すること

が不可欠であるということを指摘しております。また、それに関連しまして生活支援アテン
ドについて言及をしております。

それから認知症の方の安心ということのために、スマートコミュニティ、スマートソサ
エティ、52ページ下のほうですが、の環境整備、それからスマートハウスの整備といっ
たものを進めることで、認知症のある方の行動範囲を拡大する取組を検討する必要がある
としております。

53ページのほうでは、上のほうですが「ここで、認知症への対応についていくつか指
摘しておきたい。」という記述がございますが、このところでは、起草委員からいただ
いたご意見をもとに、認知症の関係でBPSDなどに関連しまして、こちらまとまった形
で記載をしております。

53ページの下のほうですが、様々なこうした支援は、ウェルビーイングの観点から位
置づけるべきであるというふうに指摘をしております、サクセスフル・エイジングか否
かの二分法ではなく、要介護の状態であっても尊厳が守られる社会の実現というものが重
要でありまして、人生100年時代を考える教育等、適切な支援の仕組みを具体化してい
くことが求められるというふうに記載をしております。

そして54ページですが、イとして「排除しない社会と包括的相談体制の整備」ですけ
れども、地域を支える人材としての高齢者の活躍が重要という中で、排除しない社会、認
知症フレンドリー社会の実現に資する活動への参画を促すことは重要でありまして、今後
増加する単身高齢者について、包括的な相談体制の確保が不可欠ということで、生活全般
の課題を横断的に支える、例えば「暮らしのかかりつけ医」、54ページ中ほどに記載が
ございますが、暮らしのかかりつけ医を養成し、地域に配置することを提供しております。
その上で身元保証や生活支援サービスと結びつき、状況に応じた支援体制の構築が重要で
ありますが、本人、家族の権利が侵害されていないかというチェックが不可欠であるとい
う点を指摘しております。

またQ. O. D&D y i n gの実現に向けまして、地域の多職種の協働が必要であるとい
うこと。「東京版リンクワーカー」のような仕組みを整備し、多職種が連携し、住み慣
れた地域で暮らし続けられる社会をつくることが求められているといったことを改めてこ
ちらで確認をしております。

そして54ページ下のほうですけれども、この節で取り扱っておりますライフステージ
の最後のフェーズであります、(4)「超高齢期（最期を迎える方）への支援」に入って

まいります。アで「本人の尊厳を守るための包括的な権利擁護」ですけれども、今後、財産管理ですとか、搬送時の身元保証人不在などのリスクが懸念されますが、それに加えまして成年後見の現行の仕組みでは、本人の意思が十分反映されない状況がございまして、誰もが安心して老いを迎えられることが重要であります。

また認知症の方、ご本人の意思に寄り添うためのA Iの活用の可能性などについて、安全性も含めての検討も重要ということを指摘してございます。

なお、55ページの中段以降ですけれども、成年後見制度について重要な論点であるという分科会長のサジェスションに答える形で、起草委員から問題点の指摘と、それから改善の具体的方策の提起がございました。ここでは、55ページ中ほどからそれを引用しつつ詳細に記載をしております。

ざっとご紹介をいたしますと、成年後見制度が本来の目的とは違う形で運用されて、本人の意思や生活がかえって損なわれているといった現状、それからその背景、その改善の方向性を整理したものになります。現在の制度では財産管理が優先されるあまり、本人の感情や意思決定、家族との関係というものが軽視をされておまして、本人が望まない生活制限や家族分離が起きているという点を指摘しまして、その背景には善意による保護が本人の自立に優先されていることですとか、後見類型の安易な利用、診断書の問題などがあるという点を指摘してございます。

それから58ページにまいりまして、次にイの「地域において多死社会と向き合う」というところに入ってまいります。「多死社会」の到来に向けまして、コンパッション・コミュニティという考え方が有効でありまして、死を生活の一部として社会全体で自然に受け止めることが重要であるということ、そして人生100年時代では4世代が同時期にいるということになりまして、その世代間関係の中で、死について考える機会を持てるという点も大切であるという点を指摘しております。

それからウの「終末期に寄り添う「看取り」のあり方」ですけれども、終末期の医療的ケアは専門職が中心となって行われておりますけれども、寄り添うケアというものは、地域社会で実現し得るものでありまして、医療依存型の看取りの転換を図り、人と人とのつながりの中で死を迎える地域づくりを進めることが重要であるということ。それから病室で暮らす終末期患者にとって、尊厳ある形の死についても記載をしております。

そして、ナラティブ・ベイスト・メディシンの考え方に立つこと、そしてコミュニティ全体で死と向き合い、尊厳ある生と死を保障するケア、これを構築する必要性についてこ

ここで指摘をしてございます。

○栃本分科会長 今回の辺りというのは、人生 100 年で一番最後の時期ということについての部分ですけど、さっき東京の人口、社会構造の変化ということで6ページのところで、この2030年前後を起点として人口減少社会に東京は転ずると。また、生産年齢人口が現在の生産年齢人口の定義自身が妥当なものとは言えないわけなんですけれど、それに限ってみたとしても、2030年を経ずして2025年以降、減少に転じます。

また年少人口については、新生児数については推計ですので、6ページに書いてありますように政策や環境の部分があるけれど、減少のトレンドは覆せないということで、実は全体的な東京の総人口で言えば、2030年を起点として人口減少社会に東京都が転ずることなんだけど、現実には人口減少のカーブというのが緩和されているわけですね。それはなぜかという、65歳から74歳の年齢層、そして75歳以上の年齢層というのが、その減少を緩和している、それを緩和してるのが実は65歳～74歳の年齢層と75歳以上の年齢層だということですよ。かつ一時的に逆転するときもあるわけですけど、65歳以上人口では75歳以上人口のほうが数のほうが優勢となって、75歳高齢者が中心的な課題となる可能性が高いということになります。

そういうことから先ほど事務局のほうで説明しましたような事柄ですね。あと、QODであるとか、また最後を迎えるときのことというのは非常に重要であるし、もちろん死は高齢者に限りませんけれど、現役世代であれ、子供たちであれ、障害者であれ、医者と関わらないということはないんですね。この部分は非常に生命ということから重要です。そういうことをきちっと踏まえた形での治し、支える医療であるとか、病院完結型ではなく地域完結型の社会、地域完結型の医療というものを進めていくということの観点から、このような記載がなされています。

一々説明するとさらに時間がかかっちゃうので、これ以上しませんけれども、あともう一つ。当初、最初に申し上げようと思ったんだけど、いろいろ先ほど来、課長のほうから事務局のほうから、これは起草委員のご発言を受けてとか、それらのご意見を承って、それをみんなで議論して入れていましたということを申し上げます。それらについては、資料3のところで改めて申し上げるようにいたします。

○霜越政策推進担当課長 ありがとうございます。

そうしましたら、60ページですけども「おわりに」というところになります。こちらは、改めて最後の締めというところになります、東京の福祉施策を展望するに当たっ

て、重要なことは現行制度の改善にとどまらず、社会全体の変化を先取りし、誰もが安心して暮らし、豊かに歳を取れる新たな福祉の仕組みを創造していくことといたしまして、テクノロジーの発展を現場の知恵や実践と結びつけ、福祉の仕組みをアップデートしていく必要があることとすとか、特にAIの持つ可能性について指摘をしております。

また、東京は日本の中核でありまして、新たな福祉モデルを提示し、世界の福祉をリードしていくことが求められることとすとか、そして都市部における商品化というものの進展。これは、イコール脱商品化の弱さというところでもありますが、そのプラス面、マイナス面について指摘をしております。そして「コモンズ」というものの役割、消費者のエンパワーメント強化についての都の役割というものを指摘をしております、そして62ページ以降、分科会長から最後の締めくくりの箇所をこちらご執筆いただいたということになります。

以上です。

○栃本分科会長 ありがとうございます。

それでは、大分時間をかけて事務局よりご説明させていただきましたが、先ほど申し上げた資料3の部分について今説明、ざっとやりましょうか。

○霜越政策推進担当課長 恐れ入ります。冒頭、説明を一旦保留し、続き資料4のほうに入っていたところですが、資料3につきましてご説明をさせていただきます。

こちらは今回の意見具申に当たりまして、前回の検討分科会、資料3で上のほう10月31日と書いてございますが、それ以降の作業工程についてご報告させていただくという趣旨のものでございます。

こちら前回の検討分科会以降の作業工程を整理したものでして、10月31日の第3回検討分科会、こちらでは意見具申に向けた論点整理を行いまして、起草委員以外の各委員の皆様から様々なご意見をいただいたところです。

これを踏まえまして、11月21日に起草委員会（第3回）が行われまして、分科会での議論を整理した上で骨格案について検討するとともに、次回以降の起草作業の進め方を確認したというのが11月21日、その後、11月28日以降、分科会長から指名された7名の起草委員に対しまして、それぞれの専門分野に沿った執筆を依頼いたしまして、12月中旬を目途に原稿を提出いただいたところです。

それから12月から1月中旬にかけて、提出された原稿を意見具申の中に組み込む作業を行いまして、1月14日の起草委員会において内容確認、それから意見交換を実施

いたしました。

その後、委員の意見を踏まえまして、改めてまた案を更新しまして、2月6日に至るまで分科会長による全体調整を行ってきたというところでございます。

本日、こうして作成いたしました意見具申案について、今しがたご説明させていただいたところになります。

○栃本分科会長 ありがとうございます。こういう経緯で作業を進めたということでございます。

では、説明が長くなりましたけれど、それでは資料4、意見具申案についてご意見、ご質問がございますでしょうか。

○畑中委員 公募委員の畑中です。

たくさんの論点について取りまとめをいただきまして、本当に事務局の皆様と起草委員の皆様の努力の賜物かと思えます。とにかく分量が多いので、その中で何がこの3年間の一番の成果だったのかという、3年前に始まったのがこの23期だと思えますが、今回のその具申案ということを目標に3年間の活動があったと思うんですが、ここが一番の肝だとか、これが東京モデルというか、東京らしさとして、この23期として提案するという核となるところが一体どこなのかということをお教えいただければと思います。

○栃本分科会長 それは本当に読んでいただいて、考えていただくということだと思えますね。3年間、非常に真摯に我々は議論していますので。あともう一つは、国レベルの、例えば社会福祉法は共通する基本的事項を定めるということなんですね。

それで、あと書いてありますように、国政府が行うことと地方政府が行うことは違います。したがって、表面的に見るとかなり細かいことについて言及しているんじゃないかと思われるかもしれませんが、その部分が実は地方政府にとっての附属機関である、地方自治法ではその附属機関として審議会は位置づけられていまして、これは非常に専門性のある高い議論をして、その中で東京都の施策について助言をするという立場ですので、従って検討すべきところはすごく多いですし、それらを項目立てからすると、目次にあるような形で示しているということですよ。私のほうから、ここが一番肝ですとか、そういうことは言おうと思えば言えますけど、やはり多角的に議論して提示していますのでね。読んで学び取ってほしいということです。専門機関なんです。

あともう一つは、かなり細かいことに見えるかもしれないけど、かなり東京都というのは現場に近いところですよ。これは国の審議会とかなり違うところです。だから臨床と

いか、現場感というか、そういうものを持って、そういう経験値を持った人たちが議論に加わってつくり上げていくというのが審議会、また専門委員の方々、臨時委員になっていただいた方の務めというか役割ですので、そういう方々のご意見を頂戴しながらつくり上げてきたということですね。

あともう一つ、人生100年時代のというのは、私ども社会福祉委員会の委員長や副委員長である平岡先生と私が考えたテーマではなくて、東京都がお題という形で示されたものですので、人生100年時代ということで。その際にやはり人生100年時代というと、どうしても高齢期のほうに関心が向きがちなんですけれど、そうではなくて、やはり若い人たちもこれから長い人生を送るわけですから、そういうことを既に予見した上で人生を送っていくということと、そういうことを考えなしに送るというのでは大分違うことは確かですよ。

そういう意味では、単に高齢の問題として人生100年を捉えるんじゃなくて、もう少し若い時期からこの人生100年という時期をどういうふうに自主的に自由に選び取っていくかという場合、先ほど前田委員から定年前後から自分の働き方を考えるというんじゃなくて、もっと前の時期からいろんな段階でやり直しもできるし、いろんな方向性があるんだということを見いだす、そういう形で人生を歩んでいこうということで、人生100年というのを高齢期だけの問題にしていないということです。

もう一つは、よく国は最近、全世代対応型社会保障という言い方をしているわけですが、そういう言い方をしますよね。最近では全世代対応型とは言わないで、全世代型社会保障という言い方をしているんですけどね。全世代型社会保障って何の意味か分かりませんよね、はっきり言うとな。もともと菅政権のときに、全世代対応型社会保障だったんですけど、つまるところは社会保険料を使って高齢期や子育てのほうに財源投入するというだけで終わっているということではない状況にあるわけですね。それは霞が関の人たちはみんな分かっていることです。そういう中であって、地方政府というか地域の中で、100年という人生の中でそれぞれの世代の関係というのをどういうふうに考えたらいいのか。その世代が協力しながら生きていこうと、それは若い人たちのためのものでもあるし、というような発想ですよ。これは、重要なことだとは思いますが。

つまり、国が全世代対応型社会保障という社会保障制度のところで、それを盛んに言っているわけなんですけど、現実問題として一体それは何なのかということですよ。やはり我々地域で住んでいるわけですから、地域の中で各世代が交流するなり、相互理解して

いく、そしてお互いが支え合うような社会というものを流動性のある東京といえどもつくり上げる方策、手だてはないのかなということ常々我々起草委員も含めて、議論してきたということは言えると思います。

それでは、楊先生お願いします。

○楊委員 公募委員の楊です。

今日は、どうもありがとうございました。非常に多角的でたくさん議題があつて、それが一つの具申としてまとまっていたのがすごいよく感じ取られました。

実際、100年というのを理念にして掲げているときに、24ページにもあるんですけど、10代からそこからたどっていく、10代の若い段階から人生を歩むということが書いてあつて、これを見てちょっとふと思ったのが、実際ここでこの意見具申で書かれているこの100年時代というのに対して、実際、東京都って多分100歳を超えている方って6,000人以上いると思うんですけど、そういった方々がこういった理念とかこの意見具申と照らし合わせたときに、その方が10歳、もう90年前とか100年前から生まれたときのその人生を振り返ったときに、もしそういった調査とかインタビューとかあれば、実際ここに描かれたこの理念とか意見具申で問われた問題点やその提案と、その方々が実際に歩んでこられた人生というのがどう対象とされるのかというのがすごい気になって、それがもしあつたらちょっとお伺いしたいなということをお伺いしたいです。

それも、また今のこの100歳の方と、また10年後の100歳の方と、20年後の100歳の方と、また人口が減り始めたとか、それこそ自分が100歳になった、100歳まで生きられるか分からないですけど、そのときにそれぞれの年代に歩む方々がどういった人生の軌跡を歩むのかということと、こういった具申の照らし合わせがどういう関係にあるか、ちょっとお伺いしたいなと思います。もし、あれば話ですけど。

○栃本分科会長 実際に、仮に東京で100歳以上の方で、なおかつ、かなり矍鑠としていような人、そのような方のライフヒストリーみたいなものというのがどのくらいあるのか、私はあまり知らないんですけどね。

その一方で、二つあつて、一つはご案内のようにエイジXコーホートで、1940年のときにゼロ歳の人が10歳に上がって、それに対して、その10年前に10歳だった人がこうやって持ち上がっていくわけですよ。その意識の変化とあと共通するものについての分析って結構あつて、すごく面白いと思うんですね。10歳で感じたこと、その人が20歳で感じる事、その時に10歳になった人が感じる事、でもそれにもかかわらず、共に

同時代を生きているということなんです。それも一つ非常に面白いことで、これは社会学者のマンハイムとかアイゼンシュタットのFrom Generation to Generationとか、よく議論されるんだけど。通常、エイジXコーホートって、こうこう上がっているから、社会意識がこうなって、いや、ずれている。いや、同じだということと同時に、社会的な事件とか、例えば戦争とか、コロナとか、それを共通して体験し、認識しているということなんだよね。そういうものの持つ特別な意味というのは、非常に面白いものだと思うんですね。そのことは、実は世代間関係というものを考える際に非常に重要なものになると思います。

私、起草委員会のときに、起草委員での議論のときに話したんですけど、立教大学のあの先生が行っていることで、広島、楊さんがいたときに話したかどうか分からないんだけど、広島の小学生であるとか場合によっては中学生に、広島でまだ原爆を体験した方が生存されてる方がいらっしゃるわけですがご高齢で、年々減っているんですけど、いらっしゃるんですね。その人に小学生がインタビューしに行くとか、被爆体験を書いた手記というのを読ませてもらう。その読んだ後、あと話を聞いた後、その小学生は自分でその原爆が落ちたとき、ないしは原爆が落ちた後の絵、小学生が絵を描くんですよ。それは原爆で生き残った人の語りを聞いて絵を描くんだけど。そういうような形で、世代継承ということと、リアルではもちろんないんだけど、体験するというようなことをやっていますね。それもある種の共時性ということと同時に、振り返りというものを学んでいくということだと思うんですね。

その作業というのは、単にこれからもうそういう話が聞けなくなる、途絶えちゃうから、それをとどめておくというだけだったら記録すればいいわけなんだけど、それを小さい小学生が自分の感性で絵を描いたりして、その場面をビジョンとして描くという作業ですよ。こういうような、ある種、エモーショナルかもしれないけど、そういう作業ってすごく重要だと思うんですね。

私はこういう、この意見具申が書いてあることは単なる場所をつくるかということだけじゃなくて、そういうような内面的な経験というものが共有されていくということの重要性というのは、大都市であったとしてもすごく重要なものだと思うんですね。

ちょっとあんまりお答えになってないかもしれないけど、以上、話させていただきました。

鳥田先生、どうぞ。

○鳥田委員 東京都社会福祉協議会の鳥田と申します。

これだけボリュームのある、しかもいろんな多面的な報告をまとめていただきまして、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

私は社会福祉協議会ということで、かなり実務の部分を担当している団体でございますので、少し質問というか伺いたいところなんですけれども、ここに書いてあることは一つは既存の制度で包括的相談体制とか、そういう既にもうあるものを使ったほうがいいのか。あるいは東京都への提言と言いながら、実は区市町村がその主体を多く担っているところとか、あるいは全く役所と関係なく、町会・自治会、企業、民間がやられているものとか、すごい複雑にこれあると思っています。

それと、全くそういった既存の体制とか既存の仕組みを使わないでやるべきことと、あるいは既存のところには課題があって、それを直すようなところと、すごくそれが混ざり合っている感じがするんですけれども、そういったことはこの提言を基に東京都庁の福祉局の皆さんがこれを整理してやるというふうなことで動いていくのか、それともこれをこういうふうにするためにどう審議会として何かをやるべきことがあるのかとか、その辺のことについて教えていただけたらと思います。

○栃本分科会長 都道府県の東京都の審議会の持つ役割というのは、いわゆる狭義の社会福祉について議論する場ではありません。これは、もともとの出発点からそういう形になっていますので。その認識というのをまず理解していただく。それは鳥田先生がという意味じゃないですよ、もちろん。鳥田先生はそれは、もうご存じのことなのでね。

この議論は福祉じゃなくて、これは建築のことだろうとか、それは居住のことだろうと。だけど、そういうことじゃないんですよ、もともと。

戦後、社会の福祉、国民の福祉、同じ概念で地方自治法で定めた法の福祉という概念です。幅広いことなんです。その上で、附属機関として審議会がしなきゃいけないことというのは、専門的な観点からこういう課題がある、こういう発想で物事を考えてみるということを検討してくださいと具申するという役割です。そういう意味では多層化された現在あることと、新しく着想するものの両方とも出てくるということは、当然のことだと思うんですね。

それと、もう一つそれをどう受け止めるかということは、議会といえばもちろん政策形成についてはあるわけで、それは重要なものですよ。地方自治法で定めた附属機関たる審議会の場合は、もともと最初から議員が入っているという形になっていますし、また市

区町村の首長さんも入られている。あと公募市民という形での市民の方々も入られているというような構造の中でつくられているわけですけど、やはりその中でもやはり専門性を有する人たちというものがリードしていくものであり、付属機関としてはそれが託された指名で、専門業を有する人が中心となって検討していかざるを得ない、それはやっぱり重要だと思うんですね。その上でどういうふうを活用するかということは、投げられた東京都というものが考えるべきなんです。じっくり読んでいただければと言ったら変なんですけど、これは相当やらなきゃいけないことですよという場合でも、現実的にしなきゃいけないから、わざとと言ったら語弊がありますが、具申文章の中には、わざとあまり詳細には述べていませんというやり方を取りますよね。そうしないと、都として行政機関として非常にやりにくい。詳細まで述べちゃうと非常に縛られちゃって、これは困るということがあるので、そこら辺かなり書き分けています。

例えば、その一方で東京都だからこそできる新しい組み立てみたいなものについては、新しい組み立てが必要ですよと書いても、それだとイメージできないということで、時間があればさっき説明しようと思ったんですけど、全体的な事務局の説明があまり長過ぎると怒られちゃうとか、そういうことがあるので、一番最後に附属文書をちょっと見ていただきたいんですけど、審議会のこれ文書としての附属文書という形で、この最後のところとか、附属文書で参考というふうに書いてあります。これ、なかなか表現とかそういうのを相当考えたんですけど、附属文書というのは国とか条約とかその他、そういう世界で非常に逆に重要で、かなりものを縛るものだったりして、変な話だけど本文より重要だったりすることがあるんですね、実は。あと場合によっては、書簡をつける場合がありますよね。そういうのでいろいろ考えに考えて、事務局とも考えながら、この附属文書という形で載せました。載せましたとか、我々起草のメンバーの中で議論して、それを整理するという形ですけど。

この附属文書である、この新たなビジョンとしての包括的戦略、ソーシャル・コネクション東京モデルというのは、これは一つのまとまった形で、こういうような具体的な方策というものの組み立てというのは考えられるんですよというものを示したんですね。

先ほど申し上げた東京都のほうに投げるとか、東京都のほうに投げて考えてもらって、現実的にどうするかということを考えてもらうということでは、この具申本体の本文の後ろのほうに出てくる、国は社会福祉法の中で、福祉サービスの利用者の利益の保護をうたっているんだけど、現実的には東京都社協ではあるんだけど、とかそうい

うところをお願いしているという部分がありまして、これは端的に言って、中二階、踊り場改革です。これは駄目なんですね、本当は。これは、本来ちゃんとしなきゃいけない部分なわけですよ。それが全然できていない。

それを着手すると、国レベルだと大変だとかいろいろあってやらないだけで、そこはちゃんと申しますよということで、国レベルで消費者庁があるわけですよ。それに対して都道府県、都道府県は国民生活センターの都道府県版もありますよね。ちなみに全国の道府県の中で調べれば分かるんですけど、東京都の消費生活センターですよ。名称ちよつと違う形になっていますけど、あれは特筆すべきいい仕事をしています。それは、こちらに役所の方がいらっしゃるから言ってるんじゃないんです。本当にそうなんですね。かなりいい仕事をされている、ただ、あれでも足りない。だから本来であれば、国の消費者庁に対応して都道府県にも消費者庁が必要です。他の道府県に先立ち、地方政府のリーディングとして。

消費者庁と書くといろいろあるのでということで、あれはもう相当投げている。投げているというのは捨てたという意味じゃなくて、本当に真面目にやったほうがいいって。これは、世の趨勢、それから国際的な動向からいって、やっぱりそれをしないとたないですよと書いています。

あともう一つは、商権、公助、自助などに加えて商助の話になるわけですが、日本はすごく教育や福祉や生活上のサービスが脱商品化よりも、商品化されちゃってて、分かりやすく言うと、企業にとってもウィンウィンの関係になるような形のサービスの提供というのを行われますよね。それが裾野を広げたり、選択に資するということで言えば、例えば典型例は有料老人ホームですね。かつては特養とか限定されていたわけですよ、軽費老人ホームとか。ただ、それがサービス高齢者住宅、特定施設、有料老人ホームという形になったもので、膨大な数になったと。選択の幅が広がったと。しかしながら、そこにはすごい大きな問題があると。しかも、なかなかその問題点について指摘が、要するに国土交通省と厚生労働省という形で、その両方の関係でやらなきゃいけないから未着手していることが多く、なかなか難しい。

今回、例の検討会を行って、多少なりともしましたけど。それでも本来足りない部分がありますよね。というので、そういうことから見ると、消費者保護、いわゆる弱い人を守るという意味じゃなくて、やはり消費者のエンパワーメントということからすると、非常によくなっていないということはすごくあります。これを本当、地方政府としてすれば、

第一の課題として取り扱わないと、また高齢者の財産権についても侵害が行われると思います。これは、今まで財産権の憲法の規定は、行政権力が制限すると、それに対して補償するという見方だったんだけど、例えば成田の土地収用、あと大震災、大災害、石川県、ああいった場合に私有地というものをどうするかというので国民の権利だけれど制限されることがある。私有財産であってもそれはありますよね。

だけど、今起きてる問題というのは、実は企業がそれをやっているということなんです。これは、本当に財産権の侵害だと思います。そういうものを保全するということは、地方政府にとっても非常に重要です。ですから、そのことは最後のところに書いてあります。

というので、先ほど鳥田委員から、どの部分はどうかなのかなということに対するお答えとして、これは本当にやらなきゃいけないということについては、フリーハンドの部分というのをわざと置くということもあるでしょうし、あとは2段構えで老人クラブ。これは本来、名称というのはこれでいいんですかということを実は地方政府が言わなきゃいけない、本来であれば。それで、それがちょっと難しいというのであれば、ハローワーク方式。名称をこういう形って、いろんな手がありますよね。そういうような知恵を出してあげているというか、こういうやり方もありますみたいな形で、幾つか書き分けているというところでご理解いただけたらと思います。

最後のこの例えば包括的戦略、ソーシャル・コネクション東京というのもこれも非常に面白い。面白いと言うと変なんだけど、むしろこれを示さないイメージとして湧かないから、むしろこういうので参考にしてもらいたいというのを示しました。

以上です。ちょっと長くなりました。

すみません、三沢先生、お待たせしました。

○三沢委員 先ほどの鳥田先生のご発言にも大分近いところはありますが、現在、東京都のさまざまな部署で実際に行なっていることを一つにして、将来像をまとめてくださったと私も思っております。私は公募委員であるとともに、東京都作業療法士会の副会長もしております。当会は東京都に様々に協力していることを思い起こしながら、この文章を拝見していましたが、これらの提案を広く示していただきたいと思います。

また、その附属文書について栃本先生のご説明でその内容が分かりました。

もう一つだけ前段のところのデータについて、自治会・町会への参加者が以前よりも減っているという部分はその参照データが令和3年のデータで、コロナ真ただ中のデータでありますので、違うデータで参照できると良いかと思いました。

以上です。

○霜越政策推進担当課長 三沢委員、ありがとうございます。データの件、ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。ありがとうございます。

○霜越政策推進担当課長 高橋先生、お願いします。

○高橋臨時委員 この答申案にいたるまで、大変ご苦労さまでした。内容を拝見すると、いろんな意味で従来見られないような、チャレンジングなレポートになったと思いますが、それだけに読みこなすのが難しく感じます。いくつかのキーワード、例えばジェネラティブティという概念はエリクソンが提起したものと理解していますが、その意味がそのまま伝わらないように思います。他に、エイジズムということばもそうですし、他にも幾つかそういう大事なキーワードで理解しにくいことばがあるかと思います。その概念を使った意図が、きちんと伝わるような工夫が必要だと思いながら拝読していました。

そういうことを含めて、今回の答申は先ほどの東社協の方からもありましたが、いわゆる今までの社会福祉の仕事をされている方にメッセージを出すと同時に、よし広く、他分野や他領域の方々にも、人生 100 年時代の意味するものを伝え、それぞれの施策および行動のあり方を変える必要があると、提起しているように思います。例えば、重要なものの一例はアフォーダブル住宅の話も出ていますが、住宅政策もここで提起されていることを受けて政策を進めて頂く必要がありますね。さらに、都市政策という視点でも、これからおこるライフシフトといわれる、人生 100 年時代の課題を東京都の特性を踏まえて、提起し、解決が必要になります、従来型に施策を乗り越える必要があるということを主張しているのですね。すなわち、様々な分野、領域の方々へのメッセージになっているんだと思うんです。

そうすると、従来型の社会福祉に限られず、多様な関係部局、関係者にこの考え方をもち込んで工夫をしてくださいという、そういう趣旨のメッセージなんだろうと思うので、そこら辺はぜひ事務局がこれを受けて、そういう方に伝わるようにという工夫が従来の意見具申にもまして必要になりますね。まずは、東京都の各部局の方々、市区町村の方々がこの意見具申を読みこなせていけるような、配慮が必要になると思います。

そのこともあり、まずは、意見具申の文章の編集上の工夫としては、一例ですがかなり丁寧に小見出しをつけていただいて、何が書かれているかということが分かるようなまとめ方をしていただいたほうが、よろしいかと思います。

この意見具申のコアの部分は、おそらく、各分野計画に反映していただくと同時に、地

域福祉計画のなかに、ここで出された議論が相当入ってくるのかとも思いますし、その他の計画行政や施策方針にも関係してくるように思います。そういう意味でも活用されるように、読みやすく、理解されやすくする工夫を最終の案まで続けていただきたい。あるいは、冗長な部分は取捨選択し、できるだけ簡素に意図が伝わりやすい工夫をしていただきたい。

だから、これを読みこなした場合にどういう読みこなし方があって、どこが参考にしていただける内容になるかを、これからのまとめの段階で、お考えいただくといいかなと。あとは細かく読みますといろいろあるような気がしますが、大体そんなことで、ぜひこれからよりいいものにしていただけたらと思います。

○霜越政策推進担当課長 高橋委員、ありがとうございます。

ちょっと今いただいたご意見に関連しまして、あと先ほど鳥田委員からいただいたご意見にも関連するんですが、1点補足をさせていただくと、今回、起草委員の皆様に取りまとめていただいております意見具申ですね、宛先としては東京都知事という形になってございまして、いわゆる一般都民の方に、もちろんホームページでも公表はいたしますし、プレスリリースを出すわけですけれども、一般の都民の方に広くお読みいただくという性質のものというよりも、まさに行政のトップたる知事を宛先として、提出していただく。その上で施策の参考にさせていただくというのが、受け止めという形にはなってまいりますので、ちょっと今回かなり多様なご提言をいただいたところで、今この場で事務局であり、役人である、この立場からこれについて特にコメントするということは差し控えますけれども、そういった形で、こちら東京都としては知事を宛先人としてこの意見具申を受理しまして、施策の参考にさせていただくというものがこの性質となっております。

すみません。その前提として、一応確認をさせていただいた次第です。

以上です。

○栃本分科会長 高橋先生、ありがとうございました。今、事務局から説明したとおりです。その上で、国のことで申し上げて恐縮ですけど、国の審議会で、幾つか私三つぐらい国の審議会に属していましたが、専門的な用語というものについて、それを言葉を使いながら議論しますよね。それは、もう常識なんですね。あと分からなければ自分で調べるというのが、国の審議会ではある部分では常識です。ただ、これが広く普及する、ないしは広く読んでいただくためには、そのための工夫というのは別途必要です。それは、当然のことです。

あともう一つは、国では用語集は作りません。国の審議会では、そういうことはしません。ただし、分かりやすいような形での表現、そしてこれはこういう意味ですよということを敷衍して述べるようなもの、そういうものは今後、工夫してまいりますし。また、実は用語集ではないんですけど、それ的なものはもう既に前から一応あるんですけど、ただ今、申し上げましたように、専門機関としての附属機関として行うこの臨時委員によって起草していくこの作業では、専門的な用語がどうしても飛び交うのは普通のことです、その上で一定のものについては説明をつけるということは、従来から行うということをしております、ということですよ。

例えば、国が意見具申や答申を出す。その上で、その解説本というか細かく解説したものであるというのは、もちろん作りますね。それがないと、各関係者により理解していただくためには、そういう工夫とかなければいけないというのは当然だと思います。また、かなり先ほど鳥田委員がおっしゃったように、やはりこれだけ頑張って相当作ったものですので、知事に対してこういうことをちゃんと考えてくださいよって突きつけるものでもあるんです。突きつけるという言い方は変だけどね。それと同時にやっぱりみんなで作くり上げる東京の福祉であるし、新しい社会というものを少しでもいい形で作り上げようということ考えて、3年間そうしてきたわけですので。

それが例えば、ここでも区市町村とか、あともう一つ、いわゆる市町村であるとか区との関係で、こういうこともできる、ああいうこともできる、ないしはそれをコラボでやんなきゃいけない。ただし、それぞれの地域の自主性というか、個性というか考え方、それを大事にしない上からというか、あまり東京都は上からじゃないのかもしれないけど、そういうのでうまくいったためしがないですよ、本当のこと言うと。だからそれをコラボで、本当にこれからやっていきましょうねというメッセージでもあるので、それはかなりいろいろ書いているつもりなんですね。そういうことが伝わるような形で出された後、いろんな活動、活動というかそういうのをこれからは私どもはしていきたいと思っています。3月でこの審議会は終わりますけどね、だけど、都知事に出して終わりというものでは絶対ありませんので、これは。かなりいろんなものを突きつけていますので、投げていますので。それはフォローするなり、いろんな形でこういう形でやりますというやり方、あといろんな地域に出向いて行って、こういうことを論じているんですよ。こういう形で議論が進んでいくといいですね。新しい人生100年というのが一つの新しい常識、しかも高齢者だけのことを考えているんじゃないと。これは、もう重要なメッセージですからね。そ

ういうことを若い人たちに特に伝えていくということ、僕たちはこれからそれぞれ、起草委員の人たちもいろんな活躍している場面がそれぞれ違ったり、シンクタンクの方もいらっしゃるし、いろんな立場の方がいらっしゃるからね。そういうある意味では伝道師と言うと変だけどね、そういう役割というのは多分あれだけ一生懸命やってくさったので、やっていただけると私は信じています。

それでは、お約束の時間が迫ってまいりましたので、ここで議論を区切らせていただきたいと思います。

活発な議論をいただきまして、本当にありがとうございました。本日の議論を含めて、事務局と調整の上、意見具申の修正を進めてまいります

修正作業につきましては当然のことながら平岡委員長と分科会長の私にお預けいただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○栃本分科会長 ありがとうございます。

私ども、事務局のほうで説明の時間というのを大分取らせていただきました。本当はもっと説明したいぐらい、細かく説明すると絶対分かっていただけるという自信があるんですけどね。それをやると4時間ぐらいかかったりするんで、合宿でもしたほうがいいぐらいです。

あともう一つは、この際、最終日に申し上げたほうがいいかもしれませんが、専門委員の方々は大変な熱量で、起草委員の方々はすごい熱量で尽力してくさったことに感謝しております。それらが本当に生きるような形で、3月の総会の提出文書としたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ここで進行を事務局にお渡ししますので、よろしくお願ひいたします。

○霜越政策推進担当課長 恐れ入ります。本日は、誠にありがとうございました。最終的に具申を出します総会ですが、今のところ3月25日水曜日の16時30分からを予定してございます。詳細につきましては、後日、事務局からご案内をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

今期、23期の社会福祉審議会の任期は本年3月末までとなっておりますので、次回が今期最後の会議となる予定となっております。お忙しい中、恐縮ではございますが、ご参加のほどよろしくお願ひをいたします。

それではお帰りの際ですが、入庁証につきましては、1階のセキュリティーゲートに入

庁証をかざすとゲートが開きますので、ちょっと遅い時間でもございますので、庁舎を出たところの警備員にカードを渡していただければと思います。

お車でお越しの方は、駐車券をお渡しいたしますので、お声がけいただければと思います。

事務局からは、以上でございます。

○栃本分科会長 それでは、本日の検討分科会はこれもちまして、終了させていただきます。ありがとうございました。

(午後 8時07分 閉会)